

健康保険法等の一部改正案についての要望

59・3・16

健康保険組合連合会

- 一、 医療費の適正化を徹底されたい。
- 二、 健康づくりを強力に推進されたい。
- 三、 退職者医療制度について
 1. この改正法案では、退職者医療の対象者はすべて国保の被保険者として国保で管理することになっているが、今後企業を退職して健保組合の被保険者資格を喪失した者で、一定条件に該当する者（たとえば被用者保険の被保険者期間が20年以上ある者）については、その者の申請により、当該健保組合が引き続きその者の医療給付を行いたいという要望があるので、それができるように法律案を修正していただきたい。

この場合、当該健保組合が負担した医療給付費は、本来、当該健保組合が国保に拠出すべき退職者医療拠出金から減額することとされたい。
 2. 国保の運営協議会に、多額の退職者医療拠出金を負担する被用者保険の立場を代表する者（保険者、労使団体等）が参加できるようにされたい。
 3. 退職者医療制度については、法律の施行の状況や今後の諸事情の変化等を勘案し、一定期間後に制度全般にわたって見直しを行うこととされたい。